中国における遺留分制度の構築にあたって

――家族主義的理念と個人主義的理念に揺れる制度の行方――

朱 曄*

目 次

- 一. はじめに
- 二、現行相続法における状況および問題点
- 三. 新たな展開および理論的な状況
- 四、中国の伝統慣行および現状を踏まえた検討
- 五. おわり に——今後の課題

一、はじめに

被相続人の遺産処分の自由について、立法的には概ね三種の立場が見られる。それらは、① 相続財産の全部を遺贈などの方法で自由処分できるとする遺言自由主義、② 相続財産の処分を禁止し、これを相続人に取得させるとする処分禁止主義、および ③ 相続人の遺留分を害しないことを前提に、相続財産の処分の自由を認めるとする遺留分主義が対立している、と一般的に言われている¹⁾。また、遺留分制度は、被相続人の遺産処分の自由を制限する制度として、一定の親族に対し財産の保障をしようとしている。その制度の誕生の歴史を遡ると、ローマ法およびゲルマン古法という二つの流れがあり、前者はドイツの法制度へ移行し、後者はフランス・スイスの法制度のルーツとなっている。両者の理念・法構造などについては大きく相違すると考えられ²⁾、このように歴史の流れを概観する

^{*} シュ・ヨウ 静岡大学大学院法務研究科教授

と、遺産処分の自由を巡り、そのいずれかの制度を採用するかは、その国 における家族財産の承継の状況および家父長の権限などの社会背景と密接 に関わっていると言えよう。

他方、医療技術の著しい発達に伴い、高齢化社会が到来し、被相続人の遺産処分の自由を制限する遺留分制度に対する考え方は、さらに多岐にわたるようになった³⁾。諸説において、現代社会においてもなお遺留分制度の意義を認める考え方⁴⁾および共同相続人間の公平性確保を強調しながら、新しい動向をも踏まえた研究が見られる⁵⁾。これに対して、平均寿命が延びている現在、被相続人が死亡する際に、その相続人である子が通常すでに自立していることを踏まえた上で、生存配偶者の保障を別にして、遺留分という一律の平等強制が不要とする有力な考え方が見られる⁶⁾。さらに、高齢化という現象に注目し、遺留分制度の廃止を視野に入れる見解も現れてきている⁷⁾。

そして、中国の状況について言えば、農耕社会が長く続いた中国社会において、社会保障の不備のため、人々の老後の生活保障は家族に依拠していた。高齢者の生活基盤が失ってしまうリスクを軽減するために、家計を共にする生活共同体が好まれ、いわゆる「同居共財」⁸⁾という形態がその基盤を支えている。また、家族間の相互扶助を実現するために、儒学思想が重要な役割を果たすようになった⁹⁾。こうした家族形態が維持されている中、被相続人の死亡を起因とする相続制度が発達しておらず、家族財産の分割方法として、いわゆる「分家」が慣習的に利用されるようになった。さらに、少なくとも漢代に遡ることのできる「同居共財」という事柄は、近代まで存続していると言われており¹⁰⁾、また、「同居共財」と密接に関わっている「分家」、すなわち家産分割の慣行は、現在でも中国の農村部においてなお継承されていることが実証的な調査により明らかとなっている¹¹⁾。

近代に入ってから、中国において相続法制を巡る整備が行われ、清王朝 の末期に制定された「大清明律草案」および中華民国民法はその内容を定 めているが、1985年共産党政権下では現行の相続法が制定され、現在、相続法制の基本法と位置づけられている。このように、中国において相続の慣習は社会に定着していなかったため、その相続法制度整備の歴史はそれほど長くないと言えよう。加えて、現行相続法は社会主義体制に移行してから制定されたものであるため、その独自の立法目的が内包されているがゆえに、個人財産が著しく増加してきた現在の社会状況に対処仕切れないのが実情であろう。

しかしながら、改革開放路線への移行と共に市場経済の原理が導入されるようになり、その結果、著しい経済格差によって、人々の家族を巡る意識にも大きな変化がもたらされた。こうしたことを背景に、近時被相続人の遺産処分の自由を巡っては議論が活性化し、現行の遺言の自由を制限する制度を改めようとする意見も続出した。

以上のような最新動向を受け、本稿は、激動する中国社会の現状を踏まえつつ、従来の家産分割の慣行および現在の理論状況をも検証しながら、相続法改正における価値体系のあり方および遺留分制度の構築の方向性を中心に、その検証を試みたい。

二、現行相続法における状況および問題点

1. 現行相続法制の「必留分」¹²⁾制度

周知のように、中国は社会主義制度を維持しており、法律の整備にあたっても、こうした特色がしばしば見受けられる。また、相続法制の整備については、中国における法整備の歴史が比較的に浅く、外国の法制度の影響を受けながら関連する規定を設けていることがわかる。

1949年、共産党政権が誕生した後、国民党政権が制定した従来の法律を廃止し、同じ陣営のソビエトから政治体制および法律制度の移植を試みた。もっとも、社会主義国家においては、社会主義制度の理念からして、ブルジョア社会と密接な関連性を持っているため、相続法制がそれほど重

要視されない傾向がうかがえる。その極端な例としては、1918年4月旧ソビエトによって公開された「相続廃止の布告」である¹³⁾。こうした社会主義法制の影響の下で1985年に現行相続法が制定されたため、この制度がソビエト法の影響を強く受けていることが、個々の条文においても明らかである。例えば、配偶者が第一順位の相続人の最初に置かれているのが、その典型例であると指摘されている¹⁴⁾。そして、現行制度の立法目的は、資本主義国でいう私有財産の承継または債務の承継による取引安全の確保を保つことではない。潤沢な私的財産が蓄積されていない当時、相続財産の承継は、従来どおり相続人が安定した生活環境を維持するための手段であり、それを実現するための立法措置として位置づけられている。つまり、高齢者を尊敬し、その世話をするという中国従来の伝統的な美徳を承継させるという名の下で、国家が担うべき社会福祉的な役割の一部を個人の負担に転換させることが現行相続法制の最大の狙い目となっている¹⁵⁾。

そして、現行相続法制において、遺言の自由を制約する制度として、弱者の法定相続人の生活を配慮することをその目的としている必留分制度が設けられている。この制度は外国法で言われている遺留分制度とは大きく異なり、濃厚な中国的色彩を帯びているため、中国相続法の原理を理解する上では、極めて重要であると指摘されている¹⁶⁾。具体的に言えば、相続法第19条は、「遺言は、労働能力に欠け且つ生活の基盤の無い相続人に対し、必要な遺産分を留保しなければならない」と規定し、遺産の一部を利用することにより、これらの人々の生活を保障しようとした。必留分制度の趣旨は、遺産相続を通じて個人に社会福祉または社会保障の一翼を担ってもらうという相続法の立法目的に一致していると言えよう。さらに、最高人民法院が公布した「関於貫徹執行中華人民共和国継承法若干問題的意見」という「司法解釈」¹⁷⁾の37条は、「遺言者は労働能力に欠け且つ生活の基盤の無い相続人に遺産を保留しなかった場合は、遺産を処理する際に、当該相続人のために必要な財産を残さなければならず、剰余の部分について遺言の定めた分配方法を参考に処理する。遺言が効力発生する時の

相続人の具体的な状況により、相続人が労働能力に欠け、且つ生活の基盤 が無いか否かを確定する。」と定めている。

以上のように、遺産処分の自由を巡っては、中国の現行相続法制はそれほど制限を加えておらず、労働能力が欠如する要保護相続人のために一定の遺産さえ残しておけば、被相続人は自由に遺産を配分することができるようになっている。そのため、中国の現行制度は被相続人の財産処分の自由を過度に保障しているとの指摘があり 18 、英米法系と比較しても遺言に対する制限が少なく、その制約が最も限定されている国であるとの評価も見られる 19 。

2. 現行必留分制度を巡っての議論

中国の現行相続法制は、被相続人の遺産処分の自由を広く認めているが、個人財産が少なかった時代において、現行制度を起因とする問題がそれほど顕著なものではなかった。ところが、市場経済の浸透と共に個人財産が著しく増加し、広い自由により生じた問題が浮き彫りとなった。とりわけ、2000年頃以降、複数の事案が報道され、現行必留分制度への問題意識が一気に高まってきた。

具体的には、以下の二つの事案への注目度が特に高かった。事案①の概要は次の通りである。1999年、娘がいる老人Aは、娘が自分の生活の面倒をあまり見てくれなかったため、巨額に上る個人の全財産を、約8年間にわたって面倒を見ていた家政婦Xに贈与する旨の遺言を作成した。2000年、Aが死亡した後、娘Yが一部の遺産を持ち出し、これに対し、Xは遺言の効力を主張し、遺産の返還を請求した。1審、2審とも遺言の有効性を認めた上で、Xの返還請求を容認した²⁰⁾。この事案が広く注目され、判例評釈²¹⁾や比較法を踏まえた立法提案²²⁾が増え、遺留分制度の創設の重要性が認識されるようになった。

また、事案②は、現在中国社会の道義の退廃への危惧が増えたため、マスコミなどの世間一般からの関心が高く、その概要は以下の通りである。

被告 Y 女と A 男は結婚してから子が生まれず、A は、1996年より原告 X との同棲生活を始めた。2001年、A はがんを患ったため入院し、X はその間看病などに努めた。A は、X に財産を贈与する旨の遺言を作成した後死亡したが、Y が遺言の執行を拒んだため、X が提訴した。1 審および 2 審は、X と A が社会の公徳に反し違法な同棲関係を継続し、この不法な関係に基づいて作成された遺言は、Y の遺産相続権を侵害したため、無効であることを理由に X の請求を認めなかった ²³⁾。この事案について、様々な意見が錯綜しており、その中、遺言の道徳性への判断を重要視し、これにより遺言の効力を判断すべきとする見解が見られた ²⁴⁾。また、本件において社会公徳に反することが見られず、遺言者の意思を尊重しなければならないことを理由に、遺言の有効性を認めるとする批判的意見も現れた ²⁵⁾。

以上のような社会実情を踏まえて中国の現状を鳥瞰すると、次のようなことが言えよう。改革路線に移行してから、中国社会は市場経済原理を導入し、社会全体が活性化した。これに伴って個人の財産も徐々に蓄積され、とりわけ21世紀に入ってから経済のグローバル化および不動産市場の活性化の恩恵を受け、一部の人が巨額の財産を所有するようになった。そんな中、人々の家族観が多様化すると共に、相続法制に対するニーズも高まってきており、1985年に制定された相続法は、その原理および規定の内容からして、社会の動向に対処しきれなくなってきた。また、相続法において必留分制度が設けられているとは言え、被相続人に高度な自由を与えている。本稿で取り上げた事案は、いずれも社会の注目度が高く、被相続人の財産の処分自由を巡る法制不備を浮き彫りにしていると言えよう。

以下では、相続法改正の状況を概観しつつ、中国における遺留分制度を 巡る最新の理論動向を整理してみたい。

三. 新たな展開および理論的な状況

1. 相続法制の改正動向

中国において、現行相続法制の改正を巡って2000年からすでにその動きが現れ、当時民法典を制定する試みが現れ²⁶⁾、これに連動して研究者グループによって相続編建議案が作成されたが²⁷⁾、審議には至らなかった。民法典制定の試みが頓挫した後、相続法制の制定に関する議論は若干沈静化するようになり、その理由の一つとしては司法実務に携わっている裁判官による抵抗が考えられる。つまり、相続法改正を巡って、一部の裁判官は、その切迫性を感じておらず、その改正に対する反対意見さえ見られるとの指摘²⁸⁾を鑑みると、相続法のみを改正することは決して容易なことではないであろう。

個人資産が高額になることに連れ、研究者による相続法改正への声が高まり、その結果2011年12月末、全国人民代表大会法律委員会は、全国人民代表大会常務委員会に対し、相続法の改正を2012年の立法作業の計画に入れるよう提案を行った²⁹⁾。この提案が公開されたことを受けて、研究者の間では相続法改正を巡る議論が活性化し、新たな学者建議案が現れるようになった³⁰⁾。

ところで、習近平政権誕生後、状況が変化し、中国社会が抱えている様々な問題を克服するために、中央レベルにおいて各種の改革が行われ、とりわけ、2013年の中国共産党第18期中央委員会第3回全体会議開催以降の司法改革は、制度改革の実現に関わる重要な部分となっており、特に注目されるようになった³¹⁾。

そして、民法典制定を巡る最新動向については、2014年10月に開催された中国共産党第18期中央委員会第4回全体会議の決議は、民法典の編纂を明言した。この決議において、「市場法律制度の整備を強化し、民法典を編纂し、発展の企画、投資の管理、土地の管理、エネルギーと鉱産資源、

農業,財政税収,金融などに関する法律法規を制定・完備し,商品と要素に関わる自由な流動,公平な取引および平等の使用を促進する」と明記されており、これを受けて、全国人民代表大会常務委員会は、2015年3月に工作報告を公表し、その中では民法典編纂作業を早急に研究し、開始させるという説明が行われた。

民法典制定の見通しについては、まず、民法典総則編の起草作業が行われ、関連する作業が円滑に進められるのであれば、2017年3月に開催される全国人民代表大会において民法典総則が採択される見通しである。また、今後の立法計画については、民法典各編の制定作業がスムーズに行われるのであれば、2020年頃に民法典が誕生すると予測されている³²⁾。

以上で説明したように、中国相続法制の整備は、今後民法典制定の一環として行われ、その詳細規定を制定するにあたって、まず、学者グループまたは研究機関などは建議案を踏まえて、全国人民代表大会法制工作委員会が、各案の内容を総括した上、案を起草する。次に、その草案が全国人民代表大会常務委員会において議論され、最終案が全国人民代表大会において審議される。

以下では、被相続人の相続財産の処分自由を巡る議論を中心に、その状況を概観してみたい。

2. 理論状況の整理および議論のポイントの抽出

現在中国相続法の理論状況を概観すると、伝統中国では「分家」という慣行の下で一般民衆の間において相続の慣習が定着していなかった。そのため、近年相続法の改正を巡る議論を見ると、相続法の基本原則についてその方向性さえ定められていないように見える。例えば、相続法制度の再構築にあたって、法定相続と遺言相続法制の配列順位について激しく争われている。この問題を巡って、法定相続、遺言相続という順で規定を設けるべきとする意見が存在する³³⁾一方、相続法が強行法であるという誤解を生じさせる恐れがあること、および経済社会の発展につれ、遺言により遺

産を処分するケースが普遍化すると予想されるといった理由から、相続法を改正する際に、遺言に関する規定を法定相続の規定の前に設けるべきだとの提案も現れている³⁴⁾。また、民法における意思自治原則を尊重するために、今後の相続法制において法定相続の前に遺言相続の規定を設けることとし、これをその立法提案の大きな特徴の一つとする見解も見られる³⁵⁾。さらに、被相続人の自由意志への尊重を再三に強調し、伝統社会における家族主義を批判しつつ、従来の慣行では個人の自由意志が極めて軽視されていることを指摘した上で、遺言相続の規則を法定相続制度の前に規定すべきとする考え方も現れている³⁶⁾。こうした現状を見ると、相続法制の再整備を巡って、その基軸となる理論状況は一種の混沌とした状態にあると言っても過言ではないであろう。

こうした状況の中、近時潤沢な財産を所有する被相続人が増加し、これに伴い相続人の相続財産への期待も高まるようになってきた。これに対し、家族観の変化や個人主義的な理念の台頭と共に、被相続人が生前に遺言を作成しておくことが一般化しつつあり、この傾向がますます顕著になってきていると言われている³⁷⁾。こうした転換期において、前述のような遺言の効力を巡る紛争が急増し、従来の必留分制度を改め、被相続人の財産処分の自由を制限する制度の整備が重要な立法課題として浮上するようになった。これに対応するために、その他の国³⁸⁾、地域³⁹⁾の遺留分制度を踏まえながら現行法制の改正を提案する研究が目立つようになって、議論の活性化を促進させた。

遺留分制度の整備に関わる見解を整理すると、議論の焦点を幾つかに分けることができよう。

まず、制度構築の基本に関連しているのは、従来の必留分制度と遺留分制度との関係をどのように処理するかである。必留分制度は、被相続人の財産処分の自由を制限しているが、事実上その立法目的は、被相続人の個人財産を生かして、社会福祉の役割を担ってもらうことである。他方、相続人間の平等に資する遺留分制度は、相続人に一定の遺産を保障するの

で、制度の設計方法によって同様に社会保障をサポートするという目的を 実現することになろう。現在両制度を併存させるべきか否か、およびどの 制度を設けるべきかについて激しく争われており、それに関連する見解は 三つに分けることができる。

第一に,従来の必留分制度と新設する遺留分制度とを併存させる考え方が複数見られており 40 ,その中には,遺留分制度が設けられたとは言え,すべての要扶養相続人へ生活に必要な遺産を与えることができるとは限らないことを理由とするものもあれば 41 ,比較法の内容を踏まえた意見もある 42 。また,現代中国における過度な個人主義を警戒すべきと強調した上で,両制度の併存を唱える考え方も見られる 43 。ただ,その採用の理由はともかく,併存説を採用する見解について,必留分の保障を優先すべきだという点においては一致している。

第二に、遺留分制度のみを新設するとする見解である。この考え方には 比較的に早い段階で民法典の一部として提案されたものもあれば 44 、遺留 分の制度は従来の必留分権利者の保護をカバーすることができることを理 由とするものも存在する 45 。

第三に、従来の必留分制度をアレンジした上でこれのみを存続させるとする見解である。この立場をとる諸説の理由は必ずしも一致しているとは言えず、例えば、個人主義へ傾斜しつつ、従来の必留分制度の改正し、配偶者を必留分権利者から排除することを提案する考え方が見られる⁴⁶⁾。また、市場経済システムへの移行と共に増加してきた民間企業に着目し、遺留分制度の採用により遺産が分散するため、企業の経営活動に支障を来し、円滑な事業承継を困難にする恐れが生じることを理由に、必留分制度のみを設けることを主張する見解も現れた⁴⁷⁾。

次に、遺留分権利者の範囲およびその割合を巡って、考え方は一致しておらず、各種の見解が錯綜している。有力説は遺留分権利者をその私案における第一順位(配偶者、子、父母)、第二順位(兄弟姉妹、祖父母、外祖父母)の法定相続人としており、その割合については、前者はその法定相続

分の2分の1とし、後者はその法定相続分の3分の1としている $^{48)}$ 。また、遺留分権利者を配偶者、直系卑属、父母に限定し、遺留分を積極的財産の2分の1とする提案が見られる $^{49)}$ 。さらに、遺留分権利者の範囲を配偶者、子、父母に限定し、遺留分の割合を法定相続分の3分の1とする意見がある $^{50)}$ 。その他に、従来の制度において一定の条件を満たしていれば、被相続人の息子の嫁および娘婿 51 が通常の第一順位相続人(配偶者、子、父母)とされているが、これらの人々を遺留分権利者から除外し、その代わりに胎児を入れ、それらの者の遺留分の割合を2分の1とする考え方も見られる $^{52)}$ 。

以上で整理した議論状況で分かるように、中国において、現行相続法が80年代半ばという体制転換の激動期で制定されたものであり、当時の立法趣旨については、如何に個人の遺産を生かして国の福祉財政を軽減させるかという点に重心が置かれている。そのため、制度を設計する際に、市場経済を採用する他の先進国の立法例および中国における家産分割の慣行などについて十分に吟味した上で立法が行われたわけではない。そして、立法を巡る議論の蓄積が不十分なまま近時の社会経済状況が急変してきたため、相続法改正の方向性に関する基本議論についてさえ錯綜し、一種の百家争鳴の様態を呈している。それに加えて、近時研究者において家族主義的と個人主義的の理念の対立が鮮明なものとなり、議論の複雑さに拍車をかけていると言えよう。

こうした状況を踏まえると、相続法改正にあたって、まず相続法制の価値体系を見直した上で、各制度の持つ意義などについて詳細に検討すべきであろう。そのため、従来の伝統慣行および社会現状を検証することが不可欠のように思われる。なぜなら、相続法が一旦制定されると強固なものとなり、実際にそれを運用する際に慣行などを徐々に崩壊させることになるからである。例えば、日本の例を見ると、次のような指摘がなされている⁵³⁾。幕藩体制崩壊後の相続法制は、華士族の間でよく利用されている嫡長男子相続を採用しているが、庶民の間では、初生女子相続、末子相続、

分割相続が広範に行われていた。民法相続編旧規定の施行に伴い,これらの慣習法が漸進的に変化,解体し,成文法の強制力が強大なものとなろう。

以下では、中国の家産分割に関する伝統慣行および現在の社会状況を踏まえながら、遺留分制度のあるべき姿を中心に分析を行いたい。

四. 中国の伝統慣行および現状を踏まえた検討

1. 比較法を踏まえた概観

前述のように、近時、中国では市場経済の恩恵を受け、一部の人が裕福になり、被相続人の遺産が増加するとともに、現行必留分制度の不備が浮き彫りとなった。そのため、被相続人の相続財産の処分自由を制限する遺留分制度が模索されるようになった。遺留分制度を設ける意義を巡って、中国では見解が分かれている。家族構成員間の親睦を維持するために重要な意味を持っているという点を強調する考え方がある一方⁵⁴⁾、それに加えて、社会保障の役割をも分担しているとする指摘も見られる⁵⁵⁾。これに対し、被相続人と相続人との特殊な関係に着目する立場があり、これによると、遺留分制度は、被相続人と相続人の特殊な身分関係に基づいて創設される制度であり、その目的は、親族の身分関係から生まれる倫理的価値を維持することにあるため、制度設計する際に、財産法上の規則以外に、親族の身分関係、倫理および伝統慣行などをも考慮する必要性がある⁵⁶⁾。

他方、比較法の視点からすると、日本法における遺留分制度には、相続人間の公平を保つ役割および生活を保障する役割という二つの意味があると一般的に言われているが 57)、その他に、遺留分の存在理由について社会共同生活の要求である点を強調している見解も見られる 58)。

しかしながら、時代および法定相続制度によって、遺留分制度の果たす 役割が異なるという点に注意を払う必要性があろう。例えば、日本の明治 民法において、家督相続制度が採用されており、遺留分制度は、被相続人 の恣意的な遺言を制限し、家督を相続する遺留分権利者に遺贈または贈与の目的財産を帰属させることに役に立ち、家産の維持が制度の目的であった。これに対して、現行相続法では、均分相続が原則とされており、遺留分制度は、特定の相続人に財産を集中させるような遺言に歯止めをかけ、共同相続人間の公平性を保つことに資している。

また、日本における遺留分制度のとらえ方として、有力な反対意見も見られるが 59 、通説は、遺留分は被相続人の相続財産の自由処分に対する家族主義的制約であると理解している 60 。

日本における見解の対立を見ると、相続制度に対する被相続人の意識および遺言の実態の違いによって、遺留分制度を個人主義的なものと理解するのか、それとも家族主義的なものと見るのかの相違が生じてくるであろう。つまり、明治民法において、法定相続制度の中核は、「家」制度の維持を実現するための家督相続となっており、この制度の下で、単独相続により家督相続人へ家産が集中的に承継される。そして、家産を減少させるような被相続人の恣意的な遺言を制約するために、遺留分はその役割を果たし、いわば家族主義的な色彩を帯びるようになる。これに対し、現行制度は均分相続の原則に基づく共同相続を法定相続の基本としている。日本の現状では、均分相続制を原則としているにもかかわらず、「家」意識が未だに根強く残っており、被相続人が長男に財産を集中させるような遺言はしばしば生じるので、遺留分制度はこのような遺言を制約し、相続人間の公平性を確保することに役に立つ。こうした現状に着目すれば、遺留分は個人主義・平等主義を保障する制度であると理解することも成り立つであろう。

以上のような日本法の議論を見ると,遺留分制度は法定相続制度および 遺言の実態と密接に関わっており,法定相続の基本原則,遺言作成の目的 の実態などによっては,遺留分制度のとらえ方が違ってくる可能性が生じ るように思われる。

翻って、中国の現状について言えば、相続法の抜本的な改正を行う際

に、上述の比較法の経験からすると、まず法定相続制度の原則および遺留 分制度の意義について、十分に吟味した上で確定する必要があるように思 われる。そして、仮に均分相続を法定相続の原則とするならば、その合理 性を探求しなければならず、そして、従来の伝統や慣行などは恰好の素材 を提供することになろう。

以下では、中国における伝統慣行を確認しながら法定相続の原則や遺留 分制度のあるべき方向性について検討してみたい。

2. 中国における伝統慣行

近日,相続法の改正が注目され,立法するにあたって,民間の慣行を反映させるべきだと強調する見解が現れた 61 。ここでは,まず伝統中国における家計運営および家産分割などの実態を巡って,その概要を整理してみたい。

(1) 家計運営および家父の役割について

本稿の冒頭で説明したように、中国では従来「同居共財」という形態⁶²⁾が利用されている。そして、伝統中国における家産制度について以下のような分析が見られる、すなわち、古代ローマと異なって、従来の中国において家産制度から個人財産制に転化しておらず、個人の人格も確立されていないため、その家産制度の分析において「所有権」、「共有権」といった西洋法の概念の導入を否定しなければならず、家産制度が一定の財産を持って家の存続を目的とする制度であるため、家産は家族公共のものとなっており、いずれの家族構成員も家産に対して排他的支配権を有しないと指摘されている⁶³⁾。

こうした家産制度のもとにおける家父の役割,権限については見解の対立が見られる。従来の有力説は,同居共財という生活様式において子の人格が父に吸収さ n^{64} ,また,家産について,「その経済的機能に着目するとき.家産はいうまでもなく皆のものである。しかし他面に,その家産の

権利主体は誰かという法的帰属の問題に着目していうならば、家産は明らかに父のものなのである。」としている⁶⁵⁾。この見解に対して、近時新しい資料を踏まえた上で否定する立場が現れるようになった⁶⁶⁾。すなわち、この否定説は、伝統中国における家父は、家産管理人に相当する役割を果たし、その責務は家産を適切に管理することであり、無償で家産を処分することが原則上認められないとした上で、家長が家産を贈与する際に、その一体性を害してはならず、重要な財産を処分するとき、家族構成員の同意を得なければならないと指摘している⁶⁷⁾。さらに、同否定説は、伝統中国における家の全体性に着目し、これを強調しつつ、中国の家父に独立した人格を与え、中国の家父を古代ローマの家父と類似するものと理解し、家父が強力な権限を有するものであるとする従来の有力説を批判しつつ、家父には家産に対して強力な支配権を有しているとは言え、家父は家を個人の所有物として考えておらず、その本人が家の全体性から逸脱することはできないため、古代ローマの家父とは相違するものであるとの理解を示している⁶⁸⁾。

(2) 家産分割および贈与、遺贈について

第一に、近時、清朝の資料を踏まえて実証的な研究を行った成果として以下のようなことを明らかにした。すなわち、両親が死亡した場合を除き、家産分割の主宰は父または母が務める場合が圧倒的に多い。分割の原因は多岐にわたるが、父母は年配のため、家を取りまとめることが困難なケース、および子と両親が不和のケースが多く、子がすでに婚姻したことおよび父母の同意が分家の前提条件となっていることが一般的である⁶⁹⁾。

また、家産分割において、分割の提案者は父母または子となっているが、父母は分家慣行の制限を受けており、家産をその個人財産として、遺言または贈与により恣意的に処分することができない。このことからすると、父母は家産に対しての自由処分権を有しないことを意味していると指摘している⁷⁰⁾。

さらに、家産分割において兄弟均分が基本原則となっていることに対してあまり異論が見られない 71 。

第二に、遺贈においても、兄弟均分が大原則となっており、具体的にいうと、息子がいるにもかかわらず、均分原則に反し、家産の一部を然るべき限度を超えて、他の者に遺贈する内容の遺言が作成された場合、その拘束力が否定されると指摘されている⁷²⁾。

また、実証的な研究を踏まえてみると、慣行に反して家父が遺贈により家産を自由に処分することは極めて少ないが、ごく少数の財産を親しい人に与え、または公益事業に寄付することが容認されるケースが存在しており、ただこれは家父の単独行為ではなく、家族が行った行為とみるべきとされている⁷³⁾。つまり、遺贈により家産を処分することが普遍的な状況ではなく、家長は特別な理由がない限り、家族以外の人に家産を贈与することは想定されていない⁷⁴⁾。

さらに、伝統中国の家産制度のもとで、遺言相続という概念を用いて中国伝統社会の分析を行うのが適切ではないとしつつ、遺言の役割は家産の処分ではなく、幼児のために後見人を定めることまたは、家産の管理を他人に委託することに利用されていたとの理解が示されている⁷⁵⁾。

第三に、伝統中国の慣行と相続の関係について次のように考えられている。つまり、相続を意味する言葉は「承継」⁷⁶⁾となっており、従来の中国において、人を継ぎ、祭祀および財産を承ることが重要視され、したがって、「中国人の胸中において、相続の目的として意識されていたのは、人・祭祀・財産の三者、しかもそれらが不可分一体的に意識されていた」と指摘した上で、「人格連続の効果として、換言すれば祭祀義務の裏付けとして、財産権を包括的に引継ぐことである」と「承継」の定義づけをしている。そして、伝統中国の私法における相続とは何かについて、「人を継ぐということ、これが相続の本質である。嗣(承継人)とは故人の人格の連続延長としてこの世に存し続ける者という意味である。つぎに、かような人格連続の関係を可見的な行事によって象徴するものが祭祀である。

或る故人を祭るということは、自己がその者の人格の延長としてここに現存するという事実を、確認し公示する意味を持つものである。そして最後に、人格連続の関係の実際的な効果は何かと言えば、いうまでもなく故人に属していた財産権が包括的に承継人に引継がれるという点に存する。」と要約している⁷⁷⁾。さらに、複数の息子がいる際に、彼らは相互に平等な資格において共同承継人となり、財産は広い意味で家の内部に保たせることが大原則となっており、兄弟均分により強制的に分割されると説明されている⁷⁸⁾。

ただ、次のような指摘、すなわち、家産分割の慣行と西洋における相続制度との間に重要な相違が存在しており、たとえば家産分割は、父母が死亡した後に生じることもあるが、多くの場合は父母が生存している間に行われているとする見解⁷⁹⁾を念頭に置く必要があろう。

以上の内容を要約すると、中国における伝統慣行を踏まえると、「同居共財」という習慣のもとで、家族の全体性または一体性が重要視され、日常的に行われている家計運営では、家長が家族の一体性から生じる制限を受けており、家財管理人の役割を果たしている。そのため、家長による家産を減少させるような行為、または家族以外の人に家産を与えるような行為が制限されている。そして、家産分割においては、男子均分が基本原則とされており、遺贈に関しても、家長の恣意的な家産処分が認められない。

3. 現状の分析を踏まえた検討

上記2での分析を勘案すると、伝統中国の家族において、家長は権威的な存在ではあるが、家産の自由処分について、家族の一体性、全体性を維持するという慣行の下で、強い歯止めがかけられているのがその実情である。こうした中国の慣行と家族共同体的な形態を基盤とするゲルマン古法とを比較すると分かるように、両者の間では類似する要素が少なからず存在しており、中国の相続法制を改正する際に、ゲルマン古法をルーツとさ

れている立法例およびこの系統に属する日本の法制は⁸⁰⁾,非常に重要な参考材料になると思われる。

もっとも、大清明律草案を制定する際に、外国の思潮の影響を受けている立法者は、家族主義から個人主義への進化は時代の流れだと理解していたため、個人主義の理念に執着し、従来の家産制度を否定し、諸子均分を原則とする家産分割という伝統慣行を当時の民事立法に反映させなかったと指摘されている⁸¹⁾。

しかしながら、前述のように、遺言により多くの財産を第三者に与える事案の出現を契機として、要扶養者の援助に資する必留分という制限以外に、遺産の自由処分を原則上認めている現行相続法に対して不満が噴出するようになった。そして、伝統慣行による影響が現在の中国においてもなお根強く残されているため、近時、相続法制の領域において、個人主義を排斥すべきだとの理解が現れており⁸²⁾、また、家産分割の慣習が今なお中国の農村部において広く継承されていることを理由に、相続法を改正する際にこれを考慮し、法定相続においてこうした慣行を反映させるべきとする見解も現れている⁸³⁾。

「相続法は、一国の価値体系を代表する制度である。」と指摘されたように⁸⁴⁾、相続法の改正にあたって、まずその価値体系を明らかにすることが欠かせないであろう。したがって、以下では中国の伝統慣行などを踏まえながら、鳥瞰する立場から、遺留分制度のあり方を含め、相続法改正にあたって、その方向性の検討を試みたい。

(1) 法定相続と遺言相続の配置について

現在の理論状況を見ると見解が対立しており、意思自治原則の尊重および家族主義への批判などを理由に、現行相続法の内容を改めて遺言相続を優先させるとする考え方が有力となりつつある。しかしながら、相続法において個人主義的な理念を全面的に押し出し、これを理由に遺言相続制度を優先させるとする立場は、中国の社会状況からすると若干短絡的すぎる

と思われる。

確かに、個人主義的な考え方を持つ人は現在の中国において増加しつつあり、こうした社会動向には幾つかの理由が潜在していると言えよう。まず、1949年以降の社会的流れを振り返ると、社会主義体制に移転した後、民間企業の国営化が進められ、社会の貧富差が急減するようになった。そして、約40年前に改革開放体制に変更し、一部の人が社会の転換期というチャンスを掴み、1世代で多くの富を蓄積してきた。これらの人にとって、親の財産の相続によるのではなく、個人の才覚や能力により社会において成功したため、彼らが個人主義的な考え方を持つようになることは想像に難くない。次に、中国は急激に増加してきた人口を抑制するために、30数年前から「一人っ子」制度⁸⁵⁾を導入しており、西洋文化を吸収するこれらの若者の増加は、個人主義的な理念を増幅させていると考えられよう。

しかしながら、宗教による影響が少ない中 86 、伝統中国では、男系の血筋を通じた同一生命の延長拡大が非常に重要視されており、人々の価値観、家族観などは断続的に延長しているため、従来の家族全体性といった固有観念は簡単には払拭されないであろう。そのため、中国の農村部において、現在なお家産分割および父母双方が死亡した後、初めて子が親の財産を相続すること 87 がよく見られている。こうした現状を踏まえると、家族の全体性から生じる家産に対する考え方を尊重する立場からは、相続法改正において遺言相続を前置させるとする立場に対し慎重でなければならないであろう。

(2) 遺留分制度の構築について

遺留分制度を構築する際に、それと密接に関わっている法定相続制度を踏まえた上で検討する必要性があろう。前述したことから明らかになったように、被相続人が贈与または遺贈により大部分の家産を第三者に与えることが容認されないのが中国の伝統的慣行であるため、個人主義的な理念

が広がっている現在でも、家産の一部を家族内部に止める措置を講じる必要があり、新しい遺留分制度によりこれを実現することになろう。つまり、中国の慣行からすると、被相続人の恣意から法定相続人の相続権が保護されなければならず、遺留分制度は法定相続権の最低限の保障制度としてその役割を果たすことになる。

また、すでに説明したように、伝統中国では、諸子均分が大原則になっているため、男女平等の理念がすでに浸透してきた現在、法定相続において子が遺産を均分することを原則とすることに異論は見られない。そして、直系卑属のみが相続人である場合、代襲相続人が存在しないときには遺留分が均等に配分されることになろう。

さらに、総体的遺留分の割合について議論する余地はないわけではないが、比較法の観点からすると、直系尊属のみが相続人であるときは、被相続人の財産の3分の1とし、その他の場合には被相続人の財産の2分の1とする日本民法の立法例は大変参考になるであろう。

なお、中国において市場経済体制への移行により、家族経営の民間企業が増えつつある。遺留分制度の採用により遺産が分散するため、企業の経営活動に支障を来し、円滑な事業承継を困難にする恐れが生じる。したがって、新しい遺留分制度において、現物返還主義ではなく、価値返還主義を原則として採用すべきだと思われる。

(3) 必留分制度の廃止について

現行相続法では、被相続人の財産処分の自由を制約する制度として、弱者である法定相続人の生活を配慮することを目的とする必留分制度が設けられている。この制度は国家が担うべき社会福祉の役割の一部を個人に転換させることを実現しているが、前述のように、遺留分制度を新たに設ける場合、従来の必留分制度をなお存続させることに意義があるとする見解が複数見受けられる。

しかし、遺留分制度は、被相続人の恣意から法定相続権を保護すること

に資するだけではなく、要扶養相続人の救済を実現することにも奏功するであろう。つまり、遺留分は遺留分権利者である共同相続人の全体に帰属する相続財産となっているため、遺留分権利者について制度設計を吟味し、総体的遺留分が配分される際、要扶養相続人に対する配慮を工夫すれば問題が解決されるのではないかと思われる。したがって、制度の可視性を高めるために、新しい遺留分制度が誕生することにより従来の必留分制度を廃止する方が望ましいであろう。

五、おわりに――今後の課題

激動する中国の状況を見ると、近時個人財産の増加が著しいものとなっており、そのため、現行の相続法がこの時代の変遷に対応しきれなくなり、相続法制の改正が迫りつつある。こうした現状の中、個人主義的な理念が流行しつつあり、従来の家族主義的な理念との対立が目立ち、これにより相続法改正、とりわけ遺留分制度の設計に関する議論に大きな波紋を呼ぶようになった。

本稿は、比較法の視点から、中国の伝統慣行である家産分割に関する最新の実証的研究および錯綜する現在の理論状況を検証しつつ、新しい遺留分制度のあり方または方向性を中心に検討を行い、以下の結論に至った。

すなわち、伝統中国において家産分割する際に家族の全体性が極めて重要視され、家長である家父は相当の権威を持つものの、絶対的な権限を有する者ではない。そして、日常的な家計運営において、家父は単に家産管理人の役割を果たしており、恣意的な家産処分が禁じられ、また、遺贈により大部分の家産を第三者に譲与することはほとんど考えられない。さらに、家産分割において家産を均分に配分するのが原則とされている。こうした伝統理念は現在でも根強く継承され、農村部において家産分割が行われていることは稀なことではない。他方、個人主義的な理念が広がっているのも事実ではあるが、現代中国における特殊な事情による影響も軽視す

ることはできない。

相続法は一国の価値体系を表しており、中国について言えば、伝統的慣行がなお継承されていること、および従来の家族観が簡単に消え去ることが考えられないことを勘案すると、相続法において均分相続を原則とし、そして、新しい遺留分制度によりその平等要請を実現することが望ましいように思われる。

なお、紙幅の制限により、本稿は遺留分制度を構築する際の方向性を中心に考察を行ってきたが、遺留分権利者の範囲および遺留分の具体的な算定方法などについての検討を割愛しなければならず、これらの問題については今後の課題としたい。

- 中川善之助,加藤永一編集『新版・注釈民法(28)相続(3)[補訂版]』(有斐閣,2002年)436-437頁「中川淳]。
- 2) 髙木多喜男『遺留分制度の研究』(成文堂、1981年) 73頁以下参照。
- 3) 犬伏由子「各章のテーマの位置づけと問題点」久貴忠彦編集代表『遺言と遺留分(第2巻)遺留分(第2版)』(日本評論社,2011年)1-5頁は、遺留分制度の意義を巡る意見の対立などの整理、分析をなされている。
- 4) 二宮周平『家族法(第4版)』(新世社,2013年)423頁は,夫婦別産制に起因する生存 配偶者の財産形成への協力の評価,相続人が壮年に達したとしても住宅ローンの返済負 担,子の教育負担の生活保障,家意識の残留による共同相続人間の公平の維持および高齢 者の判断能力の低下から生じる恣意的な遺言の歯止めの役割といった点を注目し,遺留分 制度には一定の意義があると指摘している。
- 5) 川阪宏子『遺留分制度の研究』(晃洋書房, 2016年) 133頁以下は, 事業承継の課題に対応した「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」および家族信託などの信託法による対応を分析している。
- 6) 水野紀子「「相続させる」旨の遺言の功罪」人貴忠彦編集代表『遺言と遺留分(第1巻) 遺言(第2版)」(日本評論社、2011年)211頁参照。
- 7) 西希代子「遺留分制度の再検討 (10・完)」法学協会雑誌, 125巻 6号 (2008年) 160頁 参照。
- 8) 滋賀秀三『中国家族法の原理』(創文社, 1967年) 80-81頁は,「同居共財」という概念 を使用し,「共財」と共有との違いを強調している。
- 9) 拙稿「中国」床谷文雄・本山敦編『親権法の比較研究』(日本評論社, 2014年) 304頁参 照。
- 10) 滋賀·前掲(注8)56頁参照。

中国における遺留分制度の構築にあたって (朱)

- 11) 鄭小川,於晶著『婚姻継承習慣法研究——以我国某些農村調研為基礎』(知識産権出版 社,2009年)134頁参照。
- 12) 中国では、「分」を「份」と表記されており、「必留份」以外に、「必継份」「保留份」 「応継份」などの用語も同じ意味で使われている。
- 13) 福島正夫「社会主義の家族法原理と諸政策」福島正夫編『家族 政策と法 (5社会主義 国・新興国)』(東京大学出版会、1976年) 16頁参照。
- 14) 楊立新「我国継承法修訂入典的障碍与期待」河南財経政法大学学報,第157期(2016年) 4-5 頁参照。
- 15) 中国相続法の原理・原則については、鈴木賢『現代中国相続法の原理――伝統の克服と 継承』(成文堂、1992年)を参照されたい。
- 16) 鈴木・前掲(注15)232頁参照。
- 17) 司法解釈は最高司法機関である最高法院と最高検察院が行う解釈であり、法律の適用に おいて重要な役割を果たしている。制度の詳細については、徐行「現代中国における訴訟 と裁判規範のダイナミックス (1) ——司法解釈と指導性案例を中心に」北大法学論集、 62巻4号(2011年)98頁以下を参照。
- 18) 楊立新,和麗軍「対我国継承法特留份制度的再思考」国家検察官学院学報,第21卷第4期(2013年)147頁参照。
- 19) 張玉敏『継承法律制度研究』(法律出版社, 1999年) 246頁参照。
- 20) http://www.hangzhou.gov.cn/art/2003/1/27/art_806884_134297.html.
- 21) 舒広「杭州百万遺贈案法律評析——兼論我国建立特留份制度的必要性」法学(2001年第2期)73-75頁参照。
- 22) 史浩明「我国応建立特留份制度」政法論叢(2003年第3期)12-15頁参照。
- 23) 鄭小川, 於晶編著『親属法原理·規則·案例』(清華大学出版社, 2006年) 203頁参照。
- 24) 任江「民法典視角下的継承原則重構 | 北方法学, 第8 巻第48期 (2014年) 147頁参照。
- 25) 瀋幼倫,孫霞「論遺嘱自由与尊重社会公徳——兼談某"第三者"遺贈糾紛案」法学論壇,第17卷第3期(2002年)74頁参照。
- 26) 渠涛、「中国における民法典審議草案の成立と学界の議論(上)、(下)」ジュリスト1249号(2003年)114-123頁、1250号(2003年)190-197頁参照。
- 27) 梁慧星主編『民商法論叢』23巻(金橋文化出版, 2002年)641-661頁参照。
- 28) 楊·前掲(注14) 6頁参照。
- 29) http://www.npc.gov.cn/pc/11_5/2012-01/04/content_1686819.htm.
- 30) 楊立新、劉徳権、楊震主編『継承法的現代化』(人民法院出版社、2013年)4-20頁参照。
- 31) 何帆(朱曄・訳)「中国法院(裁判所)改革のアプローチ,重点および未来」静岡法務 雑誌7号(2015年)123頁以下は、司法改革の経緯と現状を検討しつつ、司法改革にあ たっては、司法人員の分類管理、司法の責任制、司法人員の職業保障、省レベル以下の地 方法院・検察院の人・財・物の統一管理という4つの改革が試験的に行われていると紹介 している。
- 32) http://www.scio.gov.cn/zhzc/8/4/Document/1482020/1482020.htm.
- 33) 梁慧星主編『中国民法典草案建議稿附理由 侵権行為編・継承編』(法律出版社, 2004

- 年)154頁以下参照。
- 34) 王利明「継承法修改的若干問題」社会科学戦線(2013年第7期)177頁参照。
- 35) 楊立新, 劉, 楊震主編·前掲(注30) 4頁参照。
- 36) 鄭倩「自由価値在我国遺嘱継承制度中的定位与落実」法商研究,第172期(2016年) 145-147頁参照。
- 37) 楊·前掲(注14) 8頁参照。
- 38) 許玥, 翁強「法国民法典中的特留份制度研究——兼評対我国建立特留份制度的啓示」河 北工業大学学報(社会科学版), 第6卷第3期(2014年)60頁参照。
- 39) 宋豫「我国四法域特留份制度比較研究」中山大学法学論壇(2002年第2期)66頁参照。
- 40) 麻昌華「論法的民族性与我国継承法的修改 | 法学評論(2015年第1期)149頁参照。
- 41) 楊立新,劉,楊震主編·前掲(注30)270頁参照。
- 42) 趙莉「日本特留份制度的修改及其啓示」政治与法律(2013年第3期)142-143頁参照。
- 43) 王歌雅「論継承法的修正」中国法学(2013年第6期)97頁-99頁参照。
- 44) 梁主編·前掲(注33)179-180頁参照。
- 45) 陳葦,羅芳「特留份制度的比較研究——兼論対我国特留份制度的構建」昆明理工大学学報・社科(法学)版,第8巻第5期(2008年)24頁参照。
- 46) 檀釗「論我国継承法修訂中特留份与必留份的選択」遼寧行政学院学報,第15卷第9期 (2013年)30頁参照。
- 47) 張玉敏主編『中国継承法立法建議稿及立法理由』(人民出版社,2006年)7-8頁参照。
- 48) 梁主編·前掲(注33) 179-181頁参照。
- 49) 麻·前掲(注40)149頁参照。
- 50) 夏吟蘭「特留份制度之倫理価値分析」現代法学, 第34卷第5期(2012年)44頁参照。
- 51) 現行相続法第12条は、「配偶者を亡くした嫁が舅・姑に対し、配偶者を亡くした娘婿が 岳父・岳母に対し、主要な扶養義務を尽くしたときは、第一順位の相続人となる」と定め ている。
- 52) 周禹翔「从特留份与必留份比較研究談建立特留份制度」法制与社会(2012年3月)33頁 参照。
- 53) 小林三衛「相続法制の沿革と相続の実態」福島正夫編『家族 政策と法(6近代日本の家族政策と法)』(東京大学出版会、1984年)107頁参照。
- 54) 吳国平「必継份与特留份制度之異同及其借鑑意義」重慶工商大学学報(社会科学版)第 28券第2期(2011年)89頁参照。
- 55) 王·前掲(注34) 182頁参照。
- 56) 夏·前掲(注50) 41-42頁参照。
- 57) 我妻栄・立石芳枝『親族法・相続法<法律学体系コンメンタール編4>』(日本評論新社 1952年版) 629頁, 有地亨著『家族法概論(改訂版)』(法律文化社, 1994年) 282頁参照。
- 58) 中川善之助編『注釈相続法(下)』(有斐閣 1955年版) 208頁「薬師寺志光」。
- 59) 伊藤昌司『相続法』(有斐閣, 2002年) 5頁は、「私は、家督相続廃止後の遺言は、わが 国でも、ローマ法以来の本来の役割を回復して家族主義的な遺産承継の機能を担うように

中国における遺留分制度の構築にあたって (朱)

なり、遺留分は、これもフランス民法典以来の機能を顕在して、遺産承継を個人主義的なものにすると考えてきた。」と述べている。また、同363頁は、「少し慎重に観察するならば、遺言という制度は、見せかけの個人主義的理論に依拠しつつ、実質的には、被相続人の意思を媒介にして家産の散逸を防いだり、意に叶う相続人への優遇を切り札に、家族・親族集団内での被相続人の権威や求心力を維持したりするのに役たつ家族主義制度であるのが分かるはずである。」と分析している。

- 60) 中川善之助·泉久雄『相続法(第4版)』(有斐閣, 2000年) 5-6 頁参照。
- 61) 麻·前掲(注40)144頁参照。
- 62) 兪江「論分家習慣与家的整体性――対滋賀秀三『中国家族法原理』的批評」政法論壇, 第24巻第1期(2006年)34頁は,「共財」というは共有権または所有権といった概念と結 びつくことができず、家産の全部または一部は同居関係により同居人に帰属させているわ けではないと強調している。
- 63) 兪江「家産制視野下的遺嘱」法学(2010年第7期)112-113頁参照。
- 64) 滋賀·前掲(注8)77頁参照。
- 65) 滋賀·前掲(注8) 208頁参照。
- 66) 兪·前掲(注62)52頁参照。
- 67) 兪·前掲(注62) 46頁参照。
- 68) 兪·前掲(注62)56頁参照。
- 69) 兪江「継承領域内衝突格局的形成——近代中国的分家習慣与継承法移植」中国社会科学 (2005年第5期) 120-121頁参照。
- 70) 兪·前掲(注69) 124頁参照。
- 71) 滋賀・前掲(注8) 175頁および兪・前掲(注62) 39頁参照。
- 72) 滋賀·前掲(注8)194頁参照。
- 73) 兪·前掲(注62) 40-41頁参照。
- 74) 兪·前掲(注62) 45頁参照。
- 75) 兪·前掲(注63) 113-114頁参照。
- 76) 兪・前掲(注69) 125頁は、現行相続法で利用されている「継承」という概念は中国固有の言葉ではなく、「大清民律草案」が制定される前に、民法の訳本において「相続」または「承継」という言葉が使用されていたと説明している。
- 77) 滋賀·前掲(注8)115-120頁参照。
- 78) 滋賀·前掲(注8) 123-124頁参照。
- 79) 兪·前掲(注69) 124頁参照。
- 80) 中川、加藤編集·前掲(注1)437-444頁「中川淳」。
- 81) 兪·前掲(注69) 126頁参照。
- 82) 趙暁偉「個人主義亦或団体主義——継承制度理念的迷惘」政法論壇,第24卷第4期 (2006年)188頁参照。
- 83) 鄭,於·前掲(注11) 153頁参照。
- 84) 水野·前掲(注6)212頁参照。
- 85) ますます顕著となった少子高齢化に対処するために、2015年10月に開催された中国共産

立命館法学 2016年5.6号 (369.370号)

党第18期中央委員会第5回全体会議の決議において、「一人っ子」政策が見直され、全ての夫婦に第2子の出産を認める方針が打ち出された。

- 86) オルガ・ラング、小川修訳『中国の家族と社会 I』(岩波書店, 1953年) 10頁は、「儒教は、その教義にたしかに宗教的な特徴をもってはいるが、しかもその本質は宗教ではなく、政治および倫理哲学の一体系なのである。」と指摘している。
- 87) 麻・前掲(注40) 146頁は、民間のヒアリング調査を行った結果、被相続人が死亡した 後、その配偶者がいるとき、相続財産は配偶者により管理され、双方が亡くなった際に子 により相続されることが一般的であると説明している。